

「個人情報保護法の改正に伴う三鷹市個人情報保護条例及び関連条例の改正・廃止等に関する骨子（案）」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ①条例（案）・規則（案）等に盛り込みます・・・意見を概ね提案どおりに盛り込むもの
- ②条例（案）・規則（案）等に趣旨を反映します・・・意見の趣旨を条例（案）・規則（案）等に反映するもの
- ③既に法に盛り込まれています・・・既に意見やその趣旨が法に盛り込まれているもの
- ④対応は困難です・・・趣旨の反映を含め条例（案）・規則（案）等に盛り込むことが困難なもの
- ⑤その他意見等・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数： 24名
件数： 73件（うち重複39件）

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

| No | 該当部分 | 市民意見※ | 対応の方向性 |
|----|---|---|---|
| 1 | I-2-(1)-イ 個人情報ファイル簿の新設について | 「個人情報ファイル簿」は、法の対象外となる個人情報も含め、目的外利用・外部提供・委託などの取扱状況を記載し、公表する仕組みを規定し、現行の内容を維持すること（他2件） | ①条例（案）・規則（案）等に盛り込みます 個人情報ファイル簿については、個人情報保護法（以下「法」という。）に定めるものに加え、現行制度と同じく本人の数が1,000件未満のものについても作成し公表します。 また、個人情報ファイル簿には、提供先（目的外利用・外部提供）や委託先を明示し、現行の事務届出書の内容（項目）を維持します。 |
| 2 | 保護条例7～9条 | 個人情報ファイル簿の作成について。要配慮情報がどのように扱われるか。すでに国の機関で作成しているものは、要配慮情報まで記録できる様式になっていて、目的外使用を禁止しているのみです。 | ⑤その他意見等 市の備える個人情報ファイル簿には、要配慮個人情報の有無について記載し、その内容は記載しません。 個人情報ファイル簿は一定の事項を記載した帳簿ですが、記録された情報の目的外利用については、法令に基づき適正に取り扱います。 |
| 3 | I-2-(3) 新たに設ける規定 （開示請求における 手続に係る規定） | 前段に「市の事務を混乱又は停滞させることを目的とした開示・公開請求が見受けられます。」とありますが、どのくらいの頻度で何件くらい発生しているか具体的に記載されていません。「開示請求者の基本原則」という理念規定を新たに設けるほどの件数が毎年発生しているのでしょうか？ 個人情報の開示は、基本的な権利として認められるものです。 この規定を追加することで、開示請求を望む者に心理的に権利行使の抑制を促し、その結果、権利を制限することにもなりかねません。 したがって、濫用者がごく少数である場合は規定の追加は不要です。 規定追加の必要性があると思われるほどの頻度で濫用が見受けられる場合には、誰がどういふ基準で権利の濫用と決定するのかを、合わせて規定する必要があります。 | ④対応は困難です 個人情報保護制度において、開示請求等の権利を保障することは、市民の基本的な権利を守るうえで市として重要な責務であると重く受け止めています。 一方で、近年の市に対する開示請求等において、ごく限られた方ではありますが、事務の混乱や業務を停滞させることに主眼を置いているとしか思えない請求がなされており、その対応に1年間で2,000時間以上を要したこともありました。 こうした不適切な請求は、市の通常提供している市民サービスにも影響を及ぼし、多くの市民の方にご迷惑をおかけすることにもなりかねません。こうした事態を未然に防ぐため、権利を濫用することなく適切に請求等を行うことを理念規定として設けます。 |
| 4 | 保護条例10条 | 「権利の濫用」の項目の追加をやめるべきです。 これは請求する市民の権利を抑制、規制することになりかねず反対です。すべての市民の請求権が保障されるべきです。（他2件） | ②条例（案）・規則（案）等に趣旨を反映します なお、市としても安易に開示請求等を却下することは厳に慎まなければならないと考えており、権利の濫用に当たるか否かを判断するうえで一定の基準となる「ガイドライン」を作成します。また、当該請求の内容等が、社会通念上相当と認められる範囲を著しく超えるものであるか、民法等の一般原則に照らして権利の濫用に該当するかどうかなど、個別の事案ごとに、慎重に適切に判断することとして、開示請求権等の行使を不当に妨げることのないよう、運用面でも十分な考慮を要する事項として職員に対して周知徹底を図っていきたくと考えています。 |
| 5 | | 「権利の濫用」規定の追加はやめてください。 市民の請求権を保障することをまず重視すべきです。 濫用だと誰が判断するのか明示されていませんので、恣意的な運用になるのではないかと危惧します。 国のQ&Aでも、「権利の濫用」は「法の一般原則」であり、明文の規定がなくても判断できるとして、その場合も、行政機関等に支障を与える目的かどうかを、個別に慎重に判断すべきとされています。（他1件） | |
| 6 | I-2-(3) 新たに設ける規定 （開示請求における 手続に係る規定） II-2 公開請求における 手続に係る規定 | 開示請求の「濫用」とされているが、「濫用」を誰がどういふ基準で判断するのかという規定がなければ、逆に権利の適正な請求が妨げられることになる。 判断主体者と判断基準を明確に規定してほしい。 情報公開条例についても同様。（他2件） | ②条例（案）・規則（案）等に趣旨を反映します 市としても安易に開示請求・公開請求等を却下することは厳に慎まなければならないと考えており、権利の濫用に当たるか否かを判断するうえで一定の基準となる「ガイドライン」を作成します。また、当該請求の内容等が、社会通念上相当と認められる範囲を著しく超えるものであるか、民法等の一般原則に照らして権利の濫用に該当するかどうかなど、個別の事案ごとに、慎重に適切に判断することとして、開示請求権・公開請求権等の行使を妨げることのないよう、運用面でも十分な考慮を要する事項として職員に対して周知徹底を図っていきたくと考えています。 |
| 7 | 保護条例10条 公開条例5条 | 市民の請求権を保障するため、「権利の濫用」条項は、追加しないこと。（他2件） | ④対応は困難です 個人情報保護制度及び情報公開制度を適正に運用していくため、開示・公開請求者の基本原則として、権利の濫用における理念規定を設けます。 一方、開示請求権・公開請求権等の行使を不当に妨げることのないよう十分に配慮し、適切に対応してまいります。 |

| No | 該当部分 | 市民意見※ | 対応の方向性 | |
|----|--|--|--|---|
| 8 | II-2 公開請求における 手続に係る規定 公開条例5条 | 三鷹市情報公開条例第1章では、「何人にも 市政情報の公開を求める権利を保障する」と あります。 表題の骨子(案)では、「個人情報保護制度と 同様に、現在の課題となっている公開請求に おける手続について検討しました。」とあり ますが、個人情報保護制度と同様な権利の濫 用がある旨の記述はありません。 問題が発生していないのに、単に他条例に合 わせて新たな規定を設けるといことは納得 できません。 また、この規定を追加することで公開請求を 望む者に心理的に権利行使の抑制を促し、そ の結果、権利を制限することにもなりかねま せん。したがって、規定の追加は不要です。 規定追加の必要性があると思われるほどの頻 度で濫用が見受けられる場合には、誰がどう いう基準で権利の濫用と決定するのか、を合 わせて規定する必要があります。 (他1件) | ④対応は困難です ②条例(案)・規則 (案)等に趣旨を 反映します | 情報公開制度において、公開請求の権利を保障することは、市民の基本的な人権を守る うえで市として重要な責務であると重く受け止めています。 一方で、近年の市に対する公開請求において、ごく限られた方ではありますが、事務 の混乱や業務を停滞させることに主眼を置いているとしか思えない請求がなされてお り、その対応に1年間で2,000時間以上を要したこともありました。 こうした不適切な請求は、市の通常提供している市民サービスにも影響を及ぼし、多 くの市民の方にご迷惑をおかけすることにもなりかねません。こうした事態を未然に 防ぐため、権利を濫用することなく適切に請求等を行うことを理念規定として設けま す。 なお、市としても安易に公開請求を却下することは厳に慎まなければならないと考 えており、権利の濫用に当たるか否かを判断するうえで一定の基準となる「ガイドラ イン」を作成します。また、当該請求の内容等が、社会通念上相当と認められる範囲を 著しく超えるものであるか、民法等の一般原則に照らして権利の濫用に該当するかど うかなど、個別の事案ごとに、慎重に適切に判断することとして、公開請求権の行使 を不当に妨げることをないよう、運用面でも十分な考慮を要する事項として職員に対 して周知徹底を図っていきたくと考えています。 |
| 9 | I-2-(1)-ウ 開示請求等に係る 決定期限について 保護条例11条 | 現行条例「情報開示期間を請求から決定ま で15日以内の決定を基本とする」を維持する こと。 理由：請求者は1日でも早い開示を求めている。 延長することは市民サービスの低下にな る。(他3件) | ②条例(案)・規則 (案)等に趣旨 を反映します | 開示請求・公開請求等があったときは、可能な限り15日以内に開示決定等を行うよう 運用していきます。 |
| 10 | I-2-(1)-ウ 開示請求等に係る 決定期限について II-1 公開決定に対する 決定等の期限につ いて 保護条例11条 公開条例6条 | 速やかな処理が求められる時代に逆行してい ます。従来どおり15日以内の開示を基本とす るべきです。 | ②条例(案)・規則 (案)等に趣旨 を反映します | |
| 11 | | 個人情報保護制度運営委員会について。個人 情報保護条例は国に先駆けて地方自治体が いち早く必要性から作成してきたもので す。情報公開も国の制度の方が遅れてい て、地方自治体こそいろんな経験と知恵を持 っています。国が一元化して国が保護委員 会で取り仕切ることに驚くべき権力的対 応を感じます。これまで一件ずつ必要に 応じて保護委員会で審議してきたことが 個人情報保護に確実な役割を果たしてき ました。これまで通りの三鷹市個人情報保 護委員会の存続と役割に期待します。 | ②条例(案)・規則 (案)等に趣旨 を反映します | 個人情報保護委員会が果たしてきた役割は大変大きいものと認識していますので、個人 情報保護委員会に代わる組織として、「三鷹市個人情報保護制度運営委員会(以下 「運営委員会」という。)を設け、これまで諮問・報告事項としてきた事項につ いて、運営委員会に報告するとともに、運用状況を検証していただくことで、適正な制 度運営を図るための重要な役割を担っていただきます。運営委員会からのご意見につ いては、必要に応じて市から国等への提言につなげていきたくと考えています。 |
| 12 | I-2-(1)-エ 個人情報保護委員 会に代わる組織に ついて 保護条例15条 | 三鷹市個人情報保護委員会の名称を変更せ ず、現行のまま、住民の個人情報を保護し行 政を監督する機能を維持すること (他1件) | ④対応は困難です ②条例(案)・規則 (案)等に趣旨を 反映します | 現行の組織名称が、国の機関(個人情報保護委員会)の名称と同一であることから、国の 機関の一部との誤解を避けるとともにわかりやすさという観点から「運営委員会」に改称し ます。 なお、個人情報保護委員会が果たしてきた役割は大変大きいものと認識していますので、 個人情報保護委員会に代わる組織として、運営委員会を設け、これまで諮問・報告事項とし てきた事項について、引き続き、運営委員会に報告するとともに、運用状況を検証して いただくことで、適正な制度運営を図るための重要な役割を担っていただきます。運営委員会 からのご意見については、必要に応じて市から国等への提言につなげていきたく考えてい ます。 |
| 13 | | 外部委託、外部提供、目的外利用等の案件は 委員会に事前報告とし、報告された案件一覧 をホームページなどで公開すること。 | | これまで諮問・報告事項としてきた事項について、引き続き、運営委員会に報告するととも に、委員会への報告事項については、引き続き、市のホームページで公開していきます。 |
| 14 | | 個人情報保護委員会は、住民の個人情報保護 の観点から行政をチェックする機関にして ください。 個人情報保護の権利は住民にあります。 住民の代表や専門家による自発的な調査・審 議・意見陳述ができる場にすべきです。 外部委託、外部提供、目的外利用、要配慮個人 情報に係る案件は、委員会への報告を義務 付けてください。 報告案件一覧は、市のホームページで公開し てください。(他2件) | ②条例(案)・規則 (案)等に趣旨 を反映します | これまで諮問・報告事項としてきた事項について、引き続き、運営委員会に報告するととも に、運用状況を検証していただくことで、運営委員会には適正な制度運営を図るための重 要な役割を担っていただきます。運営委員会からのご意見については、必要に応じて市か ら国等への提言につなげていきたくと考えています。また、委員会への報告事項につ いては、引き続き、市のホームページで公開していきます。 |

| No | 該当部分 | 市民意見※ | 対応の方向性 |
|----|--------------------------------------|---|---|
| 15 | Ⅲ 特定個人情報保護 条例の廃止 | 「今般、法の改正とともにマイナンバー法も改正され、令和5年4月以降は法が直接適用されることになったことに伴い、地方公共団体が特定個人情報に関して条例を別に設ける必要がなくなりました。」この部分に関しては、地方自治の地域の独自性にきめ細かく対応する事の良さを生かし、国のそのままというのは、おかしいと思います。 | 令和5年4月以降は、特定個人情報の保護に関しても法（番号法による読み替えを含む）が直接地方公共団体に適用されるため、市としても改正する三鷹市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）に組み込み対応することとして、特定個人情報保護条例については廃止します。 マイナンバーを含む情報（特定個人情報）は、その取扱いについて慎重を期すべき情報であることを踏まえ、法に定める特定個人情報保護評価の第三者点検を行う組織の設置について保護条例に規定を設けます。 引き続き、法及び保護条例に基づき、特定個人情報については、適切に取り扱います。 |
| 16 | 保護条例16条 | 特定個人情報保護条例が廃止となりますが、マイナンバーつき情報は最高の情報であり、新しい条例の中で保護規定が活かされることを望みます。 | |
| 17 | I-2-(1)-ア 保護の対象となる 情報の整理 | 死者の情報も保護するように条例で定めてください。死者の尊厳、名誉が犯される可能性があります。死者と関係する生存する個人の知らないところで情報開示される可能性があり、権利侵害となる恐れがあります。 （他2件） | 個人情報保護法（以下「法」という。）では「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているため、これに反して死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできません。 法が個人情報を「生存する個人」に限定した理由は、個人情報の開示請求等の権利を行使することができるのが生存する個人に限られているためであるからと認識しています。 しかしながら、死者の個人に関する情報が保護されることは、市としても非常に重要なことと考えています。 そこで、今回の法改正に伴い、改めて死者に関する情報の保護について確認していますが、法第78条第1項において死者を含む個人に関する情報は本人以外に開示されないこととされており、また、三鷹市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第8条第1項においても公開しないことができると規定されていることから、引き続き、死者に関する情報は確実に保護されるものです。 一方で、死者の遺族から当該死者の個人情報の開示を求められるケースが現実的には生じることから、死者の名誉・プライバシーの保護と遺族等の権利利益の保護の両観点踏まえつつ、遺族等に対し情報提供できるように要領を制定し対応します。 |
| 18 | | 死者の情報も保護対象とすること 理由：保護対象外にすることで、死者のプライバシー侵害が、遺族のプライバシーを害することもあるかと思えます。 | |
| 19 | I-2-(2)-イ 行政機関等匿名加工 情報の取扱いについて | インターネットなどでの個人情報流出が問題になっている昨今「三鷹市では、行政機関等匿名加工情報の作成について技術的な検証等を行うこととし、当面の間、導入は見送ります。」は、評価することができます。 しかしながらこの前段には、「法では、地域に存在する様々なデータやビッグデータを組み合わせ、まちづくりや地域課題の解決等を図るための基盤構築の一環として、行政機関等が保有するデータについて、特定の個人を識別することができないように、また、それが復元できないように個人情報を加工した「行政機関等匿名加工情報」の作成ができることとされています。」とあります。 技術が進歩し続ける中であらゆる技術を駆使した場合には、「匿名加工情報」であっても、個人の特定を回避することを担保するのは、より難しくなっていると考えます。 したがって、三鷹市においては、今後も引き続き、個人情報の匿名加工は行わないよう切望します。（他11件） | 行政機関等匿名加工情報については、現時点において市として匿名化の技術的な検証がなされていないため、当面の間、導入は見送ることとしました。 一方で、地域課題の解決等を図るための基盤構築の一環として匿名加工情報の作成が法に規定されたものと承知しています。 引き続き、技術的な検証等を進めながら、先行して実施する都道府県や政令指定都市の動向を注視しつつ、その必要性も含め慎重に検討していきます。 |
| 20 | | 匿名加工情報は独立に管理し、データ連携させて個人を特定ができないようにすること | |
| 21 | | 「三鷹市では、行政機関等匿名加工情報の作成について技術的な検証等を行うこととし、当面の間、導入は見送ります」については、すばらしい判断だと思います。 | |

| No | 該当部分 | 市民意見※ | 対応の方向性 |
|----|--|---|--|
| 22 | | 多くの個人情報を持つ基礎自治体にとり、その保護は最重要の課題です。「個人情報の保護に関する法律」改正に伴うものといえども、市民にとって不利な改正・廃止に動いてはなりません。 | 新たな個人情報保護制度においても、個人情報を保護し、市民の基本的な人権を保障するという市の姿勢に変わりはありません。引き続き、個人情報保護制度がこれまでと同様に適切に運用されるよう、個人情報の保護と開示請求等の権利保障という現行の保護条例の趣旨が反映されるよう条例を整備していきます。 |
| 23 | 今回の条例の改廃は、個人情報保護法の改正に伴うものでありますが国も「今までの条例はリセットする」と言って、内容的には「既存のものは廃止」と扱っています。今回、個人情報保護条例の作り替えでなく「改正」なので基本は今までのものを生かしてほしいと思います。 | | |
| 24 | 法の第一条に、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出」とあり、デジタル社会の発展により個人情報の扱いを「より厳格な保護制度にしよう」というより「新たな産業の創出に役立てよう」としているのが、不安が大きくなります。これまで先進的な個人情報の保護を条例化して市民の信頼をつくってきたので、法の方向で改正するのか、これまでの条例を基本にデジタル化のもとで「より個人情報の保護を強化する」のか、重要な事と思います。 | | |
| 25 | この改正の狙いは、個人情報を民間企業などが利用しやすくすることにありそうだという点。個人の資産や医療（病歴）はじめ、地方行政だから把握している（することが許されている）データを民間が今よりさらに利用するようになったらどれだけアブナイものになるのか、怖ろし過ぎます。 | | |
| 26 | 全般・意見その他 | <p>国は、全国792市を含む1700超の市町村に一律の条例制定を求めていると（学習会で）聞きました。一部誤解があるかもしれませんが、なんでそういうことをするのでしょうか？</p> <p>民間企業のマーケティングであれば、公的統計もあり、さまざまなシンクタンクや財団等が行っている調査データもあるはず。大手企業であれば、自らリサーチしたデータを持っている。</p> <p>市民は、政府や行政と特定の民間大企業のなかなか愉快とは言い難い関係性に深い疑問を抱いています。そうした疑問を解く説明、対話がなければ、とてもこうした条例に賛成とはいきません。</p> | 三鷹市にも適用されることとなった法は、社会全体のデジタル化が進む中で、法律で全国共通のルールを設定し、制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することを目的としています。一方で、市としては、個人情報の保護は市民に最も近い基礎自治体として重要な責務と捉えており、匿名加工情報の提供については十分に検証を行うべきと考えています。引き続き、個人情報保護制度がこれまでと同様に適切に運用されるよう取り組むとともに、匿名加工情報の提供によるデータの利活用については、技術的な検証等を進めながら、先行して実施する都道府県や政令指定都市の動向を注視しつつ、その必要性も含め慎重に検討していきます。 |
| 27 | <p>どんな事情があるにせよ、国による個人情報の一元化に向けての条例改正には賛同しかねる。</p> <p>地方自治体とは何であるのか。</p> <p>市民の個人情報を守るためにも本来ならば自治体がまず先に反対の声をあげるのが当たり前だと思えるが、そのような事もなく、企業に都合良く市民の個人情報を横流しするような懸念もある今回の個人情報保護条例には反対です。</p> | ⑤その他意見等 | |
| 28 | <p>2000年4月以来、国と地方は対等の団体として法的に位置付けられてきたはず。こうした原則に反して国が全国一律の条例改正を「指令」する、地方自治体の判断を考慮しないというのは、いかにも1945年までの旧国家体制への回帰を志向していると云わざるを得ません。</p> <p>三鷹市の視線は上＝政府を見ているのでしょうか？ それとも三鷹市民のほうを見ているのでしょうか？ それが問われる「条例改正」案だと見えます。</p> | 新たな個人情報保護制度においても、個人情報を保護し、市民の基本的な人権を保障するという市の姿勢に変わりはありません。引き続き、個人情報保護制度がこれまでと同様に適切に運用されるよう、保護条例を整備するとともに、より一層適切な運用に努めていきます。 | |
| 29 | <p>市民の個人情報はその人自身のものです。その人の知らないところで勝手に使われるのは困ります。すでに、あちこちの行政機関で個人情報が漏れたことがニュースになっています。個人情報は保護されることが必要なものであって、知らないところで利用されることから守られなければなりません。</p> <p>三鷹市の個人情報保護条例はこれまでも三鷹市民の権利を守ってきた大事な条例です。より充実させるならばまだしも、国家による管理につながる条例の画一化に三鷹市は反対して、市民の個人情報をさらに保護するように努めてください。</p> | | |

| No | 該当部分 | 市民意見※ | 対応の方向性 | |
|----|--|---|--|---|
| 30 | 全般・意見その他 | 国の無理やりの情報収集への法改正等に断固反対します。個人の利益を守り、人権を守りましょう。 | ⑤その他意見等 | 法においては個人情報の「保有の制限」や「適正な取得」、本人から情報を収集する際の「利用目的の明示」などが規定されています。その上で、制度運営に必要な事項を条例に規定し、市民に最も近い基礎自治体として、より一層適切な運用に努めていきます。 |
| 31 | | 「個人情報保護法の改正に伴う三鷹市個人情報保護条例及び関連条例の改正・廃止等に関する骨子（案）」に反対します。 | ④対応は困難です | 新たな個人情報保護制度においても、個人情報を保護し、市民の基本的な人権を保障するという市の姿勢に変わりはありません。引き続き、個人情報保護制度がこれまでと同様に適切に運用されるよう、保護条例を整備していきます。 |
| 32 | | 「令和4年9月～10月：パブリックコメントの実施」、「10月～11月：パブリックコメントの意見集約及び条例案の作成」、「12月：三鷹市議会への議案提出」、「令和5年4月：条例施行」、このスケジュールでは、拙速すぎます。 | ⑤その他意見等 | 令和5年4月以降は法が市にも直接適用されます。そのため、市としては法適用までに市の制度運営を適切に行っていくための準備を行う必要があります。市としては、法が直接適用されても、これまで同様、市民の権利を保障する制度として適切に運用されるよう検討してきました。非常に厳しいスケジュールではありますが、ご理解ください。 |
| 33 | | 要配慮個人情報（人種・信条・病歴・前科・前歴等）はできる限り収集・データ化しないこと。合わせて「安全管理要綱（仮称）」を整備すること（他4件） | ③既に法に盛り込まれています ⑤その他意見等 | 法においては要配慮個人情報について、その取扱いに特に配慮を要するものとされているところです。また、法第61条では、個人情報の保有の制限として、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないこと、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならないことが規定されており、引き続き、市としても細心の注意をもって適切に管理していきます。データ化については、その必要性も含め慎重に検討します。なお、個人情報保護に関する安全管理措置については、国の示したガイドライン等を参考としながら、必要かつ適切な措置を講じていきます。 |
| 34 | 本人情報の開示、使用中止、訂正請求権等、自己情報コントロール権を条例に明記すること（他6件） | ③既に法に盛り込まれています | これまで市では、保護条例に開示請求権や訂正請求権等の規定を設けることにより、自己情報コントロール権を保障するとしてきたところです。法においても、本人による開示、訂正、利用停止の請求権について規定を設けるとともに、個人情報の目的外利用の制限、不適正利用の禁止などの規定により、本人が予期しない不当な取扱いを防ぎ、個人の権利利益を実効的に保護するとされており、明記されてはいたませんが、自己情報コントロール権は保障されているものと捉えています。 | |